（別紙１）

個人番号が記載された申請書等提出時の本人確認について

（１）本人が申請書等を提出する場合（同一世帯家族等による提出代行を含む）

| 番号確認 | 身元確認 |
| --- | --- |
| 【以下の書類から１点】① 個人番号カード（裏面）② 通知カード③ 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書 | 【以下の書類から１点】① 個人番号カード（表面）② 運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が24年4月1日以降のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書③ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、氏名及び生年月日又は住所が記載され、かつ、写真の表示等の措置が施されたもので、知事が適当と認めるもの。（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から６か月以内のものに限る）（例示）税理士証票写真付き学生証、写真付き身分証明書、写真付き社員証写真付き資格証明書（船員手帳、海技免許、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力者操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備員に関する検定の合格証）戦傷病者手帳【①②③で確認できない場合以下の書類から２点以上】④ 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書⑤ 官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、氏名及び生年月日又は住所が記載され知事が適当と認めるもの。（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から６か月以内のものに限る）（例示）学生証（写真なし）、身分証明書（写真なし）、社員証（写真なし）国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書（領収日から６か月以内のものに限る）納税証明書印鑑登録証明書戸籍の附票の写し（謄本若しくは抄本も可）※１住民票の写し、※２住民票記載事項証明書所得・課税（非課税）証明書、税額決定通知書母子健康手帳、介護保険被保険者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証特定医療費（指定難病）医療受給者証、小児特定疾病医療費受給者証　自立支援医療受給者証、生活保護受給者証、年金証書、※１※２個人番号の確認書類として提示した場合は不可 |

※郵送の場合は、書類の写しを提出